

第2 許可申請、仮貯蔵仮取扱いの承認、手数料、  
標準処理期間に関する事項

7 手数料

手数料の徴収は、佐賀中部広域連合手数料条例の規定によるほか、次によること。

※参考 S39.3.2自消丙予発第15号通知、S48.8.2消防予第122号質疑、  
S35.6.28国消乙予発第40号質疑

- (1) 設置又は変更許可書の受付後で、許可前に指定数量の倍数、最大貯蔵量、移送配管の延長（以下「指定数量の倍数」という。）の変更を行うときは、次によること。
  - ア 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を徴収すること。
  - イ 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が減少する場合は、既にこれらに関する審査手続き等の役務が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないこと。
- (2) 設置又は変更許可申請書、完成検査申請書の受付後に、当該申請に係る申請取下げの申し出があった場合でも、佐賀中部広域連合手数料条例第4条の規定により、手数料は返還しないこと。
- (3) 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは次によること。
  - ア 設置許可の指定数量の倍数等に変更がない場合は、設置許可申請の2分の1を徴収すること。
  - イ 設置許可の指定数量の倍数等に変更がある場合は、増減後の指定数量の倍数等に対応する設置許可申請の手数料の2分の1を徴収すること。
- (4) 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置及び変更の完成を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、変更完成の手数料を徴収すること。
- (5) 変更許可後に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、その変更許可の内容が、指定数量の倍数等の変更により手数料の変更を伴う変更であり、かつ、当該変更の完成検査を終了後、最初の変更の完成検査の申請をする場合又は最初の変更許可後に危険物製造所・貯蔵所・取扱所の品名、数量若しくは指定数量の倍数変更届出を提出し、これが手数料の変更を伴うものの完成検査を行う場合は、指定数量の倍数等の変更後に該当する完成検査の手数料を徴収すること。
- (6) 20号タンクの水張又は水圧検査の手数料は、タンク1基ごとに徴収する。
- (7) 分割タンク（中仕切りタンク）の水張又は水圧検査は、各室の容量を合計した容量を基準に手数料を徴収する。
- (8) 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合には、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成の手数料を徴収すること。